

第4章 北陸農業の持続的発展

1. 新たな経営所得安定対策

(1) 制度の概要

我が国の農業を安定的に発展させ、食料を安定的に供給していくためには、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を構築することが重要です。

こうした観点から、経営所得安定対策の見直しを行い、平成26（2014）年度は、米の直接支払交付金については、26（2014）年産米から単価を7,500円／10aに削減した上で、29（2017）年産までの時限措置として実施し、米価変動補填交付金については、廃止することとしました。

また、畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）と米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）の対象農業者について、27（2015）年産から認定農業者、集落営農に認定新規就農者を加え、いずれも規模要件を課さないこととし、担い手が幅広く参加できるようにしました。

このような見直しについて、26（2014）年6月に「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律」が成立したところです。

(2) 加入申請件数

北陸地域の加入申請件数は10.8万件で前年度と比べて減少

平成26（2014）年度の北陸地域における経営所得安定対策等の加入申請件数は10万7,811件となり、前年度の支払対象件数と比べて6,433件減少しました。

経営形態別にみると、個人10万5,061件、法人1,640件、集落営農1,110件となり、個人と集落営農が減少する一方で、法人は増加していることから、緩やかに構造改革が進んでいると考えています。

交付金別にみると、畑作物の直接支払交付金7,636件、米・畑作物の収入減少影響緩和対策1万2,444件、水田活用の直接支払交付金5万2,861件、米の直接支払交付金10万4,710件となりました（表4-1）。

表4-1 経営所得安定対策等の加入申請件数（経営形態別・交付金別）（単位：件）

県名	申請件数	経営形態別			交付金別			
		個人	法人	集落営農	畑作物の直接支払交付金	米・畑作物の収入減少影響緩和対策	水田活用の直接支払交付金	米の直接支払交付金
新潟県	52,480	51,472	751	257	3,237	9,108	28,472	51,033
富山県	20,840	20,047	403	390	1,274	1,295	9,510	20,166
石川県	16,424	16,044	240	140	692	1,145	5,444	16,020
福井県	18,067	17,498	246	323	2,433	896	9,435	17,491
北陸計 (25年度)	107,811 (114,244)	105,061 (111,540)	1,640 (1,592)	1,110 (1,112)	7,636 (6,648)	12,444 (12,319)	52,861 (48,847)	104,710 (111,669)
全国計 (25年度)	1,041,881 (1,072,123)	1,025,040 (1,055,741)	9,612 (9,088)	7,229 (7,294)	78,945 (74,834)	70,573 (67,073)	540,548 (504,249)	901,823 (942,942)

資料：農林水産省「平成26年度の経営所得安定対策等の加入申請状況について」（平成26年9月26日公表）

注：25年度は、平成26年4月末時点の支払対象者数である。

(3) 米の直接支払交付金申請者の作付計画面積

平成26（2014）年度の米の直接支払交付金申請者の作付計画面積は、北陸地域で17万143haとなり、前年度の支払面積と比べて5,139ha減少しました（表4－2）。

表4－2 米の直接支払交付金申請者の作付計画面積

（単位：ha）

県名	作付計画面積
新潟県	87,641
富山県	35,017
石川県	23,686
福井県	23,800
北陸計 (25年度)	170,143 (175,282)
全国計 (25年度)	1,102,589 (1,135,609)

資料：農林水産省「平成26年度の経営所得安定対策等の加入申請状況について」（平成26年9月26日公表）

注：25年度は、平成26年4月末時点の支払面積である。

(4) 畑作物の直接支払交付金申請者の作付計画面積

対象作物すべての作付が増加

平成26（2014）年度の畑作物の直接支払交付金申請者の作付計画面積（水田と畑）は、北陸地域で2万7,261haとなり、前年度の支払面積と比べて1,995ha増加しました。

作物別では、北陸地域の対象作物すべてが増加しました（表4－3）。

表4－3 畑作物の直接支払交付金申請者の作付計画面積

（単位：ha）

県名	4麦計	小麦	二条大麦	六条大麦	はだか麦	大豆	そば	なたね	てん菜	でん粉 原料用 ばれいしょ	合計
新潟県	227	22	—	205	—	4,823	1,336	12	—	—	6,398
富山県	3,049	25	—	3,024	—	4,217	479	33	—	—	7,778
石川県	1,172	107	—	1,065	—	1,336	300	3	—	—	2,811
福井県	5,142	85	—	5,057	—	1,275	3,851	6	—	—	10,274
北陸計 (25年度)	9,590 (8,621)	239 (127)	— (—)	9,351 (8,494)	— (—)	11,651 (11,386)	5,966 (5,212)	54 (47)	— (—)	— (—)	27,261 (25,266)
全国計 (25年度)	241,492 (236,931)	204,620 (200,437)	15,654 (16,781)	16,220 (15,008)	4,998 (4,705)	114,355 (106,552)	55,781 (54,754)	1,207 (1,276)	57,389 (58,216)	16,299 (19,060)	486,523 (476,789)

資料：農林水産省「平成26年度の経営所得安定対策等の加入申請状況について」（平成26年9月26日公表）

注：25年度は、平成26年4月末時点の支払面積である。

（５）収入減少影響緩和対策申請者の積立申出面積

北陸地域の積立申出面積は10.7万haで前年産と比べて増加

平成26（2014）年産の収入減少影響緩和対策申請者の積立申出面積は、北陸地域で10万7,117haとなり、前年産の積立金を納付した者の面積と比べると5,157ha増加しました（表４－４）。

表４－４ 収入減少影響緩和対策の積立申出面積

（単位：ha）

県 名	米	麦	大豆	てん菜	でん粉 原料用 ばれいしょ	合計
新潟県	47,639	205	4,342	—	—	52,186
富山県	18,118	2,863	3,951	—	—	24,932
石川県	10,806	1,230	1,091	—	—	13,127
福井県	10,670	5,010	1,193	—	—	16,874
北陸計	87,232	9,308	10,577	—	—	107,117
（25年度）	（82,937）	（8,713）	（10,310）	（—）	（—）	（101,960）
全国計	449,519	229,199	100,800	55,229	11,895	846,642
（25年度）	（424,626）	（222,323）	（94,455）	（56,193）	（14,586）	（812,183）

資料：農林水産省「平成26年度の経営所得安定対策等の加入申請状況について」（平成26年 9 月26日公表）

注：25年産は、加入申請を行った者のうち、積立金を納付した者の面積である。

2 水田フル活用と米政策の見直し

(1) 制度の概要

水田で麦、大豆、飼料用米、米粉用米等の作物を生産する農業者に対して交付金を直接交付することにより、水田フル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図るとともに、平成30（2018）年を目途に、行政による生産数量目標配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行えるよう、きめ細かい需給・価格情報、販売進捗・在庫情報の提供等の環境整備を進めることとしました。

(2) 水田活用の直接支払交付金申請者の作付計画面積

加工用米、飼料用米等の生産が拡大

平成26（2014）年度の水田活用の直接支払交付金申請者の戦略作物の作付計画面積は、北陸地域で3万5,162haとなり、前年度の支払面積と比べて2,148ha増加しました。具体的には、飼料作物のみが減少し、その他の作物については増加しました。（表4-5）。

表4-5 水田活用の直接支払交付金申請者の作付計画面積

											(単位:ha)		
県 名	麦	大豆	飼料作物	新規需要米			加工用米	合計	(参考) そば	(参考) なたね	(参考) 備蓄米		
				WCS用稲	米粉用米	飼料用米							
新潟県	211	4,759	422	2,302	320	1,099	883	6,607	14,301	1,119	12	6,108	
富山県	3,211	4,436	396	724	277	98	349	1,205	9,972	471	33	2,391	
石川県	857	1,019	45	395	50	44	301	825	3,141	273	—	1,338	
福井県	5,199	1,321	42	409	98	7	304	777	7,748	3,670	3	688	
北陸計	9,478	11,535	905	3,830	745	1,248	1,837	9,414	35,162	5,533	48	10,525	
(25年度)	(9,353)	(11,498)	(924)	(3,062)	(646)	(1,047)	(1,369)	(8,177)	(33,014)	(5,563)	(42)	(7,580)	
全国計	167,338	106,688	104,581	68,288	31,157	3,406	33,726	48,572	495,469	36,451	526	43,497	
(25年度)	(165,295)	(103,327)	(102,514)	(52,022)	(26,353)	(3,915)	(21,754)	(37,341)	(460,498)	(37,130)	(582)	(31,053)	

資料：農林水産省「平成26年度の経営所得安定対策等の加入申請状況について」（平成26年9月26日公表）

注：25年度は、平成26年4月末時点の支払面積である。

そば、なたね、備蓄米については、産地交付金の支援対象である。

(3) 米の需給調整の状況

平成26（2014）年産米の生産数量目標に対する管内各県の取組状況は、富山県、石川県及び福井県については引き続き生産数量目標の範囲内の主食用水稻作付となりました（図4-1）。

新潟県における過剰作付面積は、25（2013）年産米4,300haから26（2014）年産米4,900haへと600ha程度増加していますが、県の生産数量目標（面積換算値）が2,400ha減少したことにより、主食用水稻作付面積は減少しています（表4-6）。

図4-1 生産数量目標に対する主食用水稻作付面積の割合

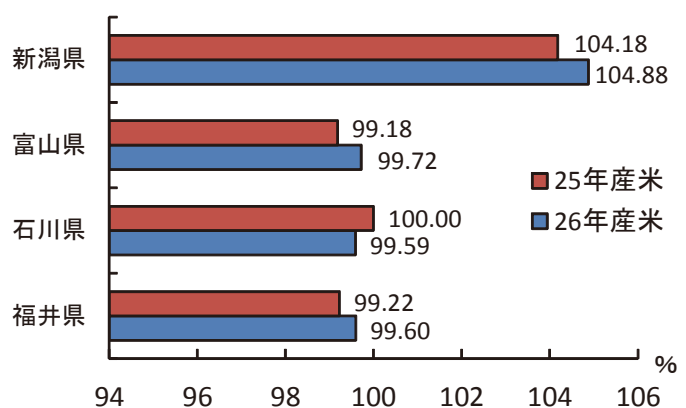


表 4－6 米の需給調整の取組状況

(単位:ha)

県名	生産数量 目標の面積 換算値 (H26) ①	26年産 主食用水稲 作付面積 ②	差引 ②－①	生産数量 目標の面積 換算値 (H25) ③	25年産 主食用水稲 作付面積 ④	差引 ④－③	①－③	②－④
新潟県	100,400	105,300	4,900	102,800	107,100	4,300	△ 2,400	△ 1,800
富山県	35,800	35,700	△ 100	36,600	36,300	△ 300	△ 800	△ 600
石川県	24,400	24,300	△ 100	25,000	25,000	0	△ 600	△ 700
福井県	24,800	24,700	△ 100	25,800	25,600	△ 200	△ 1,000	△ 900
北陸計	185,400	190,000	4,600	190,200	193,900	3,700	△ 4,800	△ 3,900

資料：農林水産省「都道府県の需給調整の取組状況」

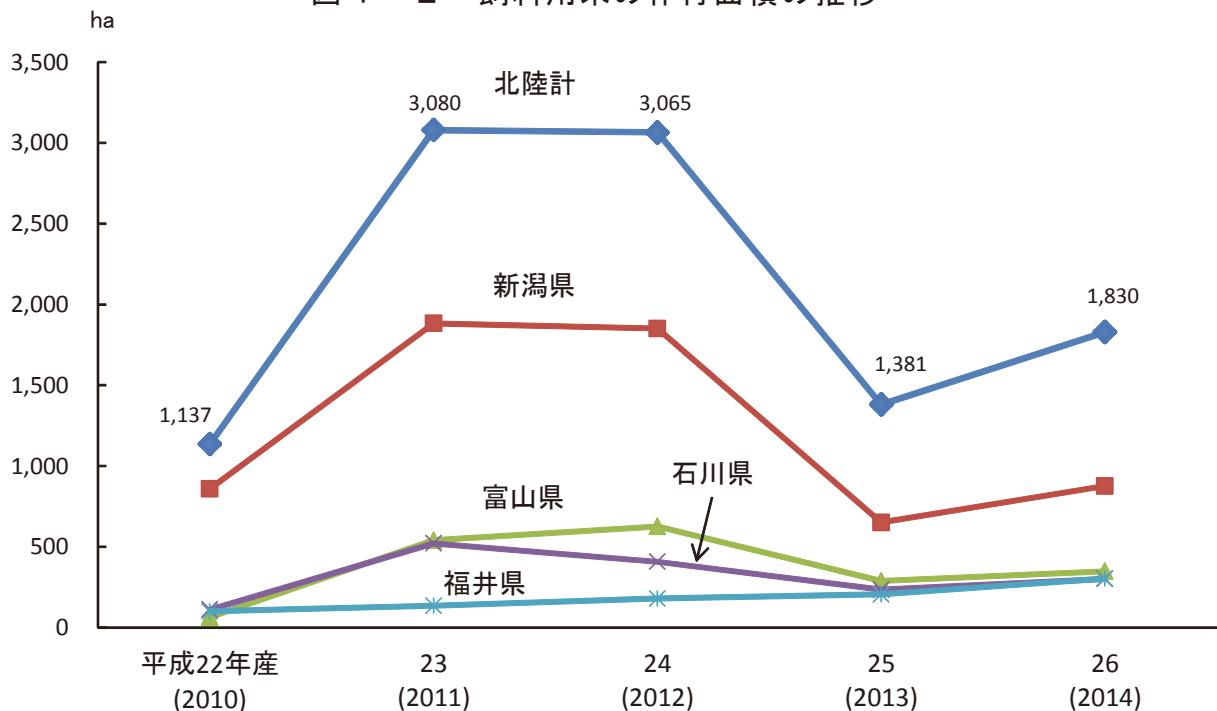
注：26年産の取組状況は、26年10月15日現在

集計値はラウンドの関係で合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

(4) 飼料用米推進の取組

水田活用の直接支払交付金の数量払いの導入により、北陸地域の平成26（2014）年産飼料用米作付面積は、1,830haで前年と比べ33%増加しました（図4－2）。北陸農政局管内各県とも水田フル活用ビジョンにおいて飼料用米の取組拡大を目指しており、26（2014）年のビジョンにおける北陸地域の28（2016）年産目標面積は4,949haとされていますが、26（2014）年9月に全国農業協同組合連合会（全農）から、60万トンの27（2015）年産飼料用米生産振興目標が発表されたことから、更なる拡大が見込まれています。

図 4－2 飼料用米の作付面積の推移



資料：農林水産省「新規需要米の取組計画認定状況」

農林水産省では飼料用米等の生産コスト低減を図るため、25（2013）年度から「大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業」により、多収品種や直播栽培等の導入実証を支援しています。

さらに、国による支援策や先進的な取組事例等を周知するため、26（2014）年2月に「北陸地域飼料用米生産利用推進会議」を設置し、26（2014）年8月には、その取組の一環として多収品種実証ほにおいて稲作農家や畜産農家等が参加する「平成26年度北陸地域飼料用米生産利用推進会議（現地研究会）」を開催するとともに、27（2015）年2月には「平成26年度飼料用米生産利用推進会議」を開催し、飼料用米の生産拡大に向けた取組や支援策について意見交換し、関係者間の情報共有等を図りました。



現地ほ場：石川県津幡町
品種：べこごのみ



現地ほ場：石川県津幡町
多収栽培技術の大規模実証説明の様子

また、研究成果の現場への普及・実用化を目的とした「北陸地域マッチングフォーラム」を26（2014）年12月に開催し、飼料用米を巡る現状と展開方向を踏まえた技術開発の成果等を紹介しました（※第3章3の（2）の②北陸地域マッチングフォーラムの開催の頁参照）。

そのほか、26（2014）年度においては、27（2015）年度に向けて拡大が見込まれる多収品種の種子を安定的に供給するため、一般社団法人日本草地畜産種子協会が取り扱う多収品種の種子需給状況を把握し、各県等に情報を提供するとともに、26（2014）年9月から11月末にかけて県段階、地域段階の生産者団体と飼料用米の生産拡大に当たっての課題解決等に向けた意見交換を実施しました。

3 意欲ある多様な農業者の育成・確保

(1) 認定農業者の動向

認定農業者の高齢化が急速に進展

認定農業者制度は、「農業経営基盤強化促進法」に基づき、市町村が地域の実情に即して効率的かつ安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して農業者が作成した農業経営改善計画を認定する制度で、この計画の認定を受けた農業者を「認定農業者」と言います。また、この認定農業者に対して重点的に支援措置を講じることとしています。

このため、認定農業者は、地域の中心的な経営体として今後の地域農業を支えていくことが望まれます。

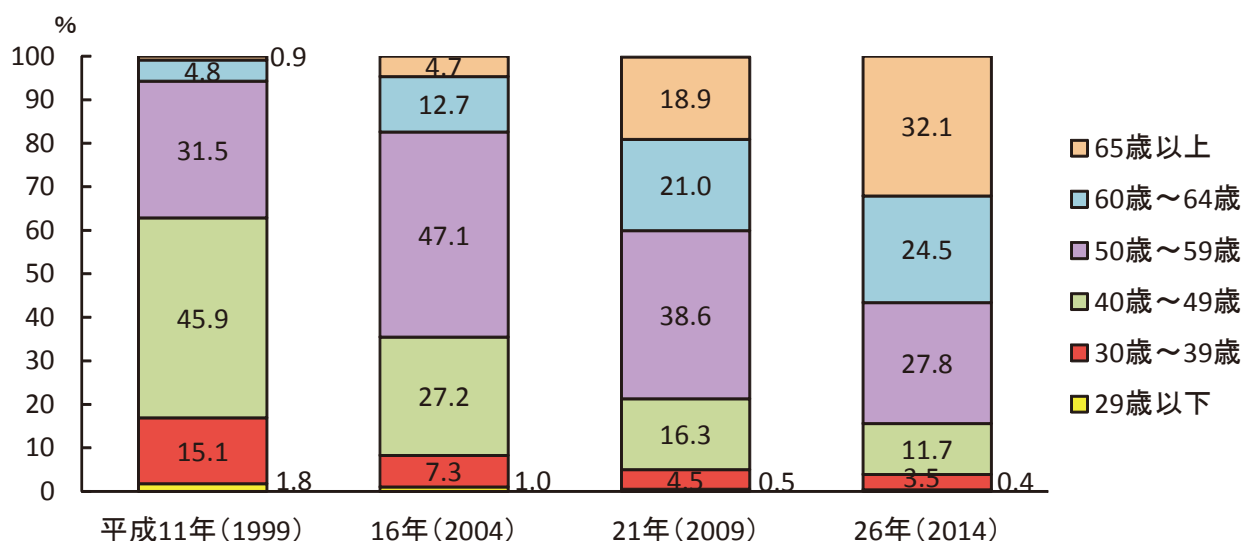
平成26（2014）年3月末現在、北陸地域における認定農業者数は、1万7,194経営体（全国23万1,023経営体）となっています。

認定された農業経営改善計画について、営農類型別に全体に占める割合をみると、北陸地域では、稲作単一経営58.5%（全国12.6%）、その他品目単一経営8.3%（全国40.4%）複合経営33.2%（全国47.0%）となっています。

また、認定農業者（法人、共同申請を除く。）の年齢階層別割合をみると、北陸地域では65歳以上32.1%（全国23.1%）、60歳～64歳24.5%（全国22.0%）となっており、60歳以上56.6%（全国45.1%）と、過半を占めています。さらに、この年齢階層別割合を過去と比較してみると、65歳以上については、5年前が18.9%（全国13.3%）、10年前が4.7%（4.7%）であり、近年急速に高齢化が進展していることがわかります（図4-3）。

なお、北陸農政局では、認定農業者が農業経営改善計画に沿って経営改善を着実に進めるため、24（2012）年から、認定農業者が自らの経営改善に必要な取組の実施状況や経営データを客観的に把握できる「新たな農業経営指標」の活用について、管内各県や市町村、関係機関と連携し推進しているところです。

図4-3 年齢階層別認定農業者の推移（北陸）



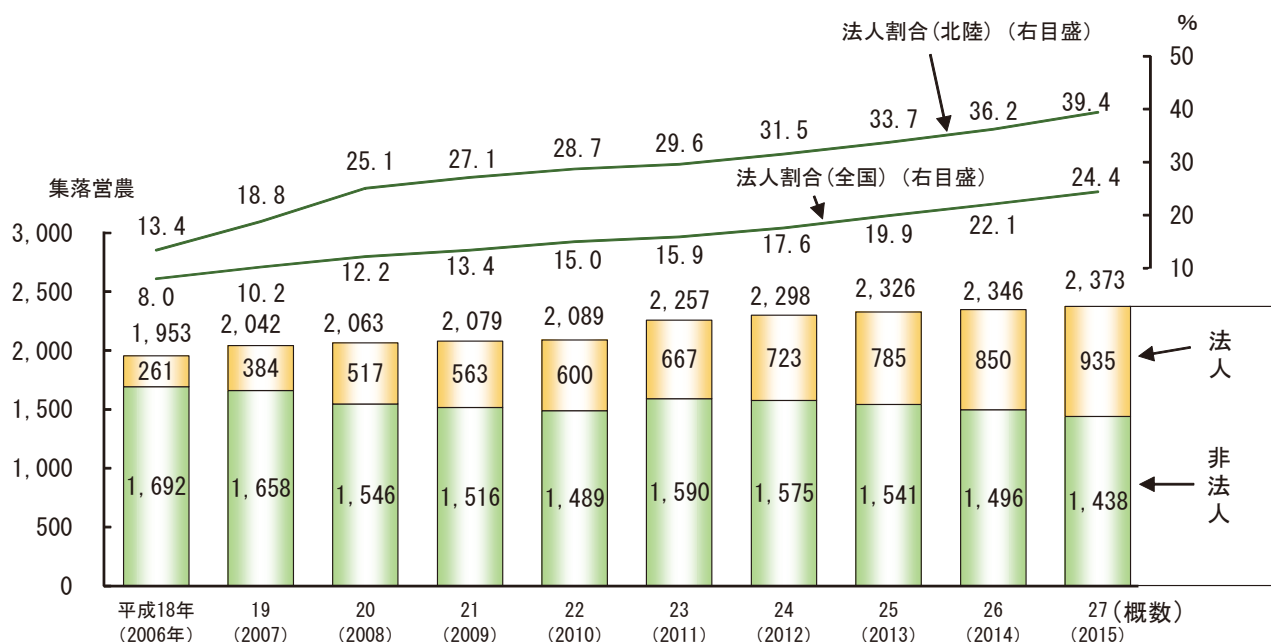
資料：農林水産省「農業経営改善計画の営農類型別認定状況」（各年3月末現在）

(2) 集落営農の動向

北陸地域の集落営農数は2,373で、うち法人の割合は39.4%。

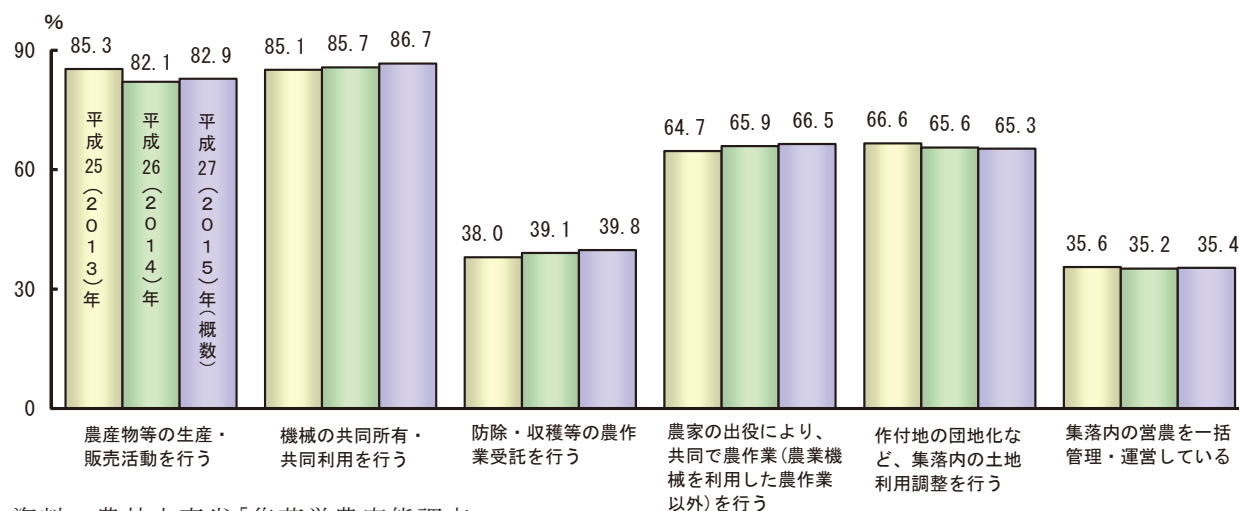
北陸地域における平成27（2015）年2月1日現在（概数）の集落営農数は2,373で、前年に比べて27（1.2%）増加しました。このうち法人の集落営農数は935で、前年に比べて85（10.0%）増加し、集落営農数全体に占める割合は39.4%となり、全国に比べて高く推移しています（図4-4）。

図4-4 集落営農数及び法人割合の推移



集落営農における具体的な活動内容をみると、「機械の共同所有・共同利用を行う」集落営農の割合が86.7%と最も高く、次いで「農産物等の生産・販売活動を行う」82.9%、「農家の出役により、共同で農作業を行う」66.5%となっています（図4-5）。

図4-5 活動内容別集落営農数割合（複数回答）（北陸）



資料：農林水産省「集落営農実態調査」

(3) 農業経営の法人化の推移

農業生産法人数は6%増加

全国の農業生産法人数の推移をみると、平成19（2007）年は前年に比べ1,054法人、20（2008）年は1,053法人と大きく増加していましたが、25（2013）年は744法人、26（2014）年は772法人の増加（全国1万4,333法人）にとどまりました。

北陸地域も全国と同様に、19（2007）年は193法人、20（2008）年は304法人と顕著な増加を示していましたが、25（2013）年は74法人、26（2014）年は85法人の増加（北陸1,528法人）となりました。

19（2007）年から20（2008）年にかけての農業生産法人の増加要因は、19（2007）年産から導入された水田経営所得安定対策へ加入するため、法人化の取組が集中的に行われたことによるものと考えられます。

26（2014）年の北陸地域における農業生産法人を組織形態別にみると、農事組合法人57%（全国27%）、特例有限会社30%（全国45%）、株式会社（特例有限会社を除く。）12%（全国26%）となっており、全国と比べると農事組合法人が多く株式会社が少ないという傾向がみられます。

これは、水稻単作・安定兼業を背景に、共同による集落の農地の維持・管理を主目的とする組織が多く、法人の構成員全体の合意により運営する形態の農事組合法人を指向する傾向が強いためと考えられます（表4-7）。

表4-7 農業生産法人数の推移

区分	総 数						農事組合法人						株式会社(特例有限会社を除く)						株式会社(特例有限会社)					
	全国	北 陸	新潟県	富山県	石川県	福井県	全国	北 陸	新潟県	富山県	石川県	福井県	全国	北 陸	新潟県	富山県	石川県	福井県	全国	北 陸	新潟県	富山県	石川県	福井県
1965	1,294	11	7	3	1	-	568	9	5	3	1	-	-	-	-	-	-	-	712	2	2	-	-	-
1975	2,879	36	23	7	1	5	856	25	14	6	1	4	-	-	-	-	-	-	2,007	11	9	1	-	1
1985	3,168	61	39	11	8	3	1,324	36	19	10	6	1	-	-	-	-	-	-	1,825	24	20	1	2	1
1995	4,150	208	115	48	33	12	1,335	77	40	28	5	4	-	-	-	-	-	-	2,797	131	75	20	28	8
2005	7,904	545	258	123	104	60	1,782	182	66	56	27	33	120	10	5	1	2	2	5,961	352	186	66	75	25
2006	8,412	651	289	160	124	78	1,841	249	79	89	34	47	180	10	6	-	2	2	6,345	390	203	70	88	29
2007	9,466	844	372	202	148	122	2,198	354	112	119	44	79	385	22	10	3	5	4	6,818	462	249	79	99	35
2008	10,519	1,148	588	241	173	146	2,694	601	294	151	61	95	832	63	38	6	12	7	6,896	473	255	83	100	35
2009	11,064	1,216	617	263	177	159	2,855	654	314	169	66	105	1,200	84	51	10	13	10	6,878	466	251	83	98	34
2010	11,829	1,270	634	284	186	166	3,056	692	323	185	75	109	1,696	94	54	12	14	14	6,907	470	256	85	96	33
2011	12,052	1,298	648	292	189	169	3,154	715	331	198	77	109	2,135	111	62	12	19	18	6,572	457	254	80	92	31
2012	12,817	1,369	665	320	198	186	3,371	764	339	220	84	121	2,648	131	71	18	20	22	6,574	459	254	81	93	31
2013	13,561	1,443	691	343	206	203	3,616	809	347	238	91	133	3,169	162	90	24	23	25	6,531	455	253	80	90	32
2014	14,333	1,528	723	361	223	221	3,884	867	365	252	103	147	3,679	189	107	28	26	28	6,491	454	250	80	91	33

資料：北陸農政局調べ

注：1) 各年1月1日現在

2) 「総数」欄は、持分会社を含むため、農事組合法人、株式会社の合計とは一致しない。

3) 特例有限会社とは、2006年5月1日の会社法施行以前に有限会社であった会社であって、同法施行後もなお基本的には従前によるものとされる株式会社のことである。

(4) 一般法人の農業参入

農地法等の改正以降、新たに98法人が農業に参入

平成21（2009）年12月15日に「農地法等の一部を改正する法律」（平成21年法律第57号）が施行され、一般法人（農地法により農地の所有等が認められている農業生産法人以外の法人）が全国どこでも農地を借りて農業に参入できるようになりました。

この改正後から26（2014）年12月までの5年間で、新たに北陸地域で98（全国1,712）の一般法人が農業に参入しています。改正農地法施行以前の6年半の間（15（2003）年4月から21（2009）年12月）に参入した一般法人数は55法人（全国436法人）であることを踏まえると、改正農地法施行後の一般法人の農業参入は改正前の約2倍（全国約5倍）のペースで進んでいます。（表4－8）。

これら農業に参入した一般法人を業種別にみると、建設業31法人、食品業24法人、農業（農業部門について法人を新たに設立）15法人、その他28法人となっています。また、営農作物別にみると、野菜40法人、米麦等28法人、複合15法人、その他15法人となっています（表4－9）。

表4－8 一般法人の農業参入状況

	全国	北陸	新潟県	富山県	石川県	福井県
2009. 12. 14	436	55	32	7	15	1
2010. 6. 30	175	17	4	1	8	4
12. 31	364	34	11	1	11	11
2011. 6. 30	527	52	20	2	17	13
12. 31	677	59	23	2	19	15
2012. 6. 30	952	72	30	3	22	17
12. 31	1,071	76	32	3	23	18
2013. 6. 30	1,261	86	39	5	25	17
12. 31	1,392	91	42	6	25	18
2014. 6. 30	1,576	97	46	7	27	17
12. 31	1,712	98	47	7	27	17

資料：北陸農政局調べ

- 注：1) 「2009. 12. 14」の法人数については、農地法等改正以前の特定法人貸付事業により農地を借り受け農業参入した法人数である。
 2) 「2010. 6. 30」以降の法人数については、農地法等改正後に新たに農業参入した法人数であり、農地法等改正以前に参入した法人は含まない。

表4－9 北陸地域において農業参入した一般法人の業種別及び営農作物別状況

	参入法人数	業種別				営農作物別			
		建設業	食品業	農業	その他	野菜	米麦等	複合	その他
北 陸	98	31	24	15	28	40	28	15	15
新潟県	47	9	11	8	19	15	19	7	6
富山県	7	3	1	1	2	4	2	1	－
石川県	27	17	2	4	4	13	5	4	5
福井県	17	2	10	2	3	8	2	3	4

資料：北陸農政局調べ

注：業種別が「農業」に該当する法人とは、参入前に農地等を利用しない農畜産業を行っていた法人又は、農産物等の生産を目的として設立された企業の子会社である。

（５）新規就農の促進

ア．新規就農者数

農業法人等への就業が過半

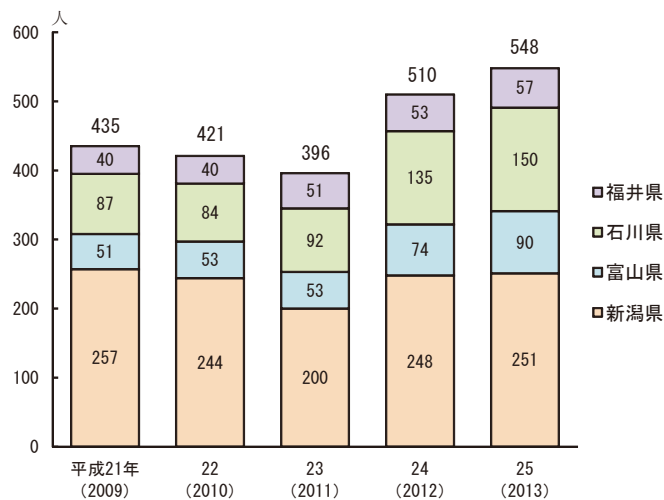
平成25（2013）年の北陸地域の新規就農者数は548人となり、前年に比べ38人増加しています。その内訳は、新潟県3人、富山県16人、石川県15人、福井県4人と前年に比べそれぞれ増加しています（図4－6）。

次に就農形態別に新規就農者の推移をみると、非農家出身である「新規参入」16人、「新規学卒」14人、「新規学卒」8人と前年に比べそれぞれ増加しています。

なお、法人等就農者数は325人であり、前年同様、新規就農者数の過半を占めています（図4－7）。

新規就農者のうち「新規参入」が最も多く、そのほとんどが農業法人等に就農する傾向が近年続いています。

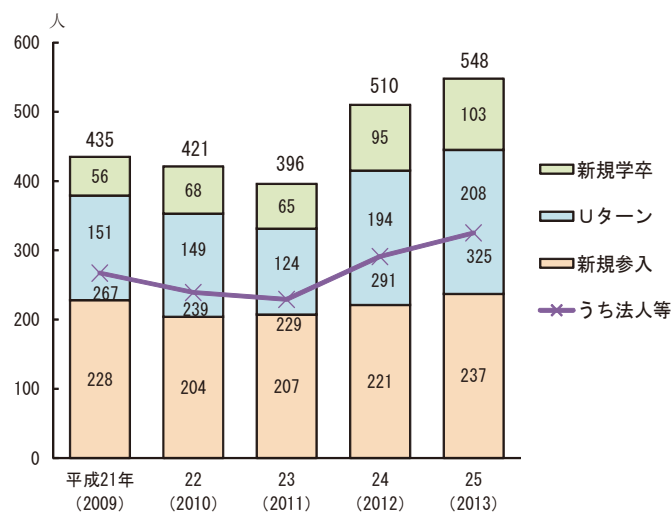
図4－6 新規就農者数の推移（北陸）



資料：北陸農政局調べ

注：各県において調査対象年齢に相違あり

図4－7 就農形態別新規就農者数の推移（北陸）



資料：北陸農政局調べ

注：「新規学卒」とは、農家出身で学校を卒業後又は農業にかかる研修後に就農した者

イ．新規就農の推進

新規就農希望者に施策の説明を実施

北陸地域における基幹的農業従事者の平均年齢は、平成22（2010）年で68.4歳と高齢化が進展しています。持続可能な力強い農業を実現していくため、青年新規就農者を大幅に増加させることが重要です。

このため、北陸農政局では、24（2012）年度より青年就農意欲の喚起と就農後の定着を図るための青年就農給付金を給付しています。また、青年の農業法人への雇用就農を促進する農の雇用事業や今後の地域農業のリーダーを育成する「農業者育成支援事業」を行っています。

(6) 女性の能力の積極的な活用及び障害者の就農促進

ア. 北陸地域における女性の参画状況

農業委員等に占める女性の割合は依然低い水準

2010年農林業センサスによると、北陸地域の農業就業人口の49.7%は女性であり、女性は農業や地域社会の担い手として重要な役割を果たしています。

しかし、農協役員に占める女性の割合は7.5%（平成26（2014）年7月31日現在、前年度5.7%）、農業委員に占める女性の割合は7.9%（26（2014）年8月1日現在、前年6.6%）と、前年に比べ増加しているものの、依然として低い水準にとどまっており、全国的にも同じ傾向がみられます。

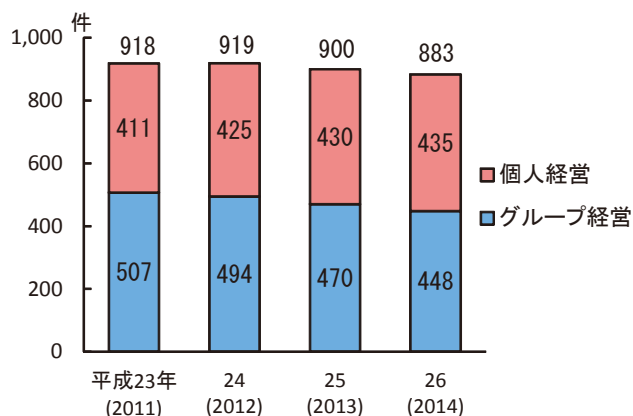
また、6次産業化等の担い手として大きく期待されているところですが、農産物加工や販売等の農村女性起業数は883件（26（2014）年3月31日現在）と前年より減少しています。その経営規模は、年間売上金額300万円未満の零細なものが約49%を占めています。

（図4-8、図4-9）

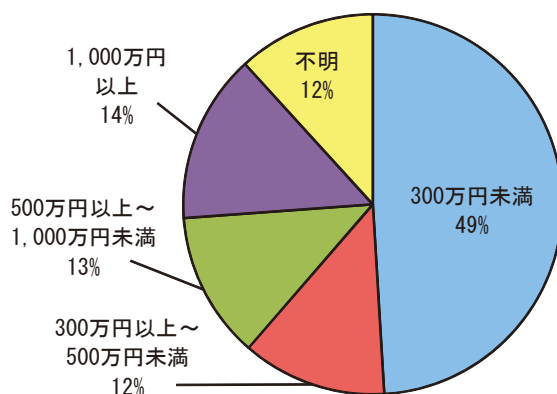
このようなことから、地域における女性農業経営者の飛躍的な活躍を支援することが重要です。26（2014）年度から新たに、全国で実施した「輝く女性農業経営者育成事業」により、地域の発展的な女性経営者の取組の紹介やパネルディスカッションの開催、女性農業者を対象とした勉強会で販売のノウハウ等を学ぶとともに、異業種とのネットワーク化を推進することで女性の更なる経営発展の促進を図っています。

また、25（2013）年度に発足した「農業女子プロジェクト※1」では、農業内外の多様な企業・団体と連携し、農業で活躍する女性の姿を様々な切り口から情報発信することにより、社会全体で女性農業者の存在感を高め、併せて職業として農業を選択する若手女性の増加を図っています。管内では、「農業女子メンバー※2」に11名（27（2015）年1月7日現在）が参加しています。

図4-8 女性起業数の推移（北陸） 図4-9 女性起業の年間売上金額の割合（北陸）



資料：農林水産省調べ
（ただし、2012及び2014年は北陸農政局調べ）
（2011～2014年3月31日現在）



資料：北陸農政局調べ
（2014年3月31日現在）

※1 「農業女子プロジェクト」とは、女性農業者が日々の生活や仕事、自然との関わりの中で培った知恵を様々な企業のシーズと結びつけ、新たな商品やサービス・情報を社会に広く発信し、農業で活躍する女性の姿を多くの方に知っていただくための取組。

※2 「農業女子メンバー」とは、農業女子プロジェクトの目的に賛同する女性農業者。

イ. 男女共同参画社会の形成に向けた取組

北陸農政局農山漁村男女共同参画フォーラム等の開催

平成26（2014）年度においては、農山漁村における女性の経営参画や起業活動を促進するため、女性農業者の情報交換や女性農業委員等の登用拡大を目指し、「北陸地域農山漁村女性6次産業化実践セミナー」（6月、金沢市）、「北陸農政局農山漁村男女共同参画フォーラム」（11月、金沢市）を開催しました。



北陸農政局農山漁村男女共同参画
フォーラム

ウ. 障害者の就農促進

北陸障害者就農促進ネットワーク公開セミナー等の開催

障害者就農の取組を促進するため、昨年度に「北陸障害者就農促進ネットワーク」（平成25（2013）年11月）を設置し、26（2014）年度は「北陸障害者就農促進ネットワーク公開セミナー」（7月、金沢市）、「北陸障害者就農促進に関する意見交換会」（7月、12月、金沢市）を開催しました。

同ネットワークは、障害者の就農に取り組むNPO法人や社会福祉法人、農業生産法人など関係団体、国・地方公共団体等17団体のメンバーで発足しました。26（2014）年12月31日現在で、36団体となりさらに、メンバーの拡充に向けて取り組んでいます。



北陸障害者就農促進ネットワーク
公開セミナー

4. 農地中間管理事業と農地の利用集積・有効利用

(1) 農地面積

耕地面積は前年に比べ900ha減少、耕地利用率は0.4ポイント上昇

北陸地域の平成26（2014）年7月15日現在の耕地面積は31万4,600haで、前年に比べて900ha（0.3%）減少しました。これを田畑別にみると、田は28万1,600ha、畑は3万2,900haで、前年に比べて、900ha（0.3%）、100ha（0.3%）とそれぞれ減少しました。

これを県別にみると、新潟県17万2,500ha、富山県5万9,000ha、石川県4万2,400ha、福井県4万600haで、前年に比べて、500ha（0.3%）、100ha（0.2%）、300ha（0.7%）、100ha（0.2%）とそれぞれ減少となりました（表4-10）。

また、北陸地域の25（2013）年の農作物作付（栽培）延べ面積は28万1,400haで、前年に比べて800ha（0.3%）増加し、耕地利用率は89.2%で、前年に比べて0.4ポイント上昇しました（図4-10）。

表4-10 耕地面積の推移

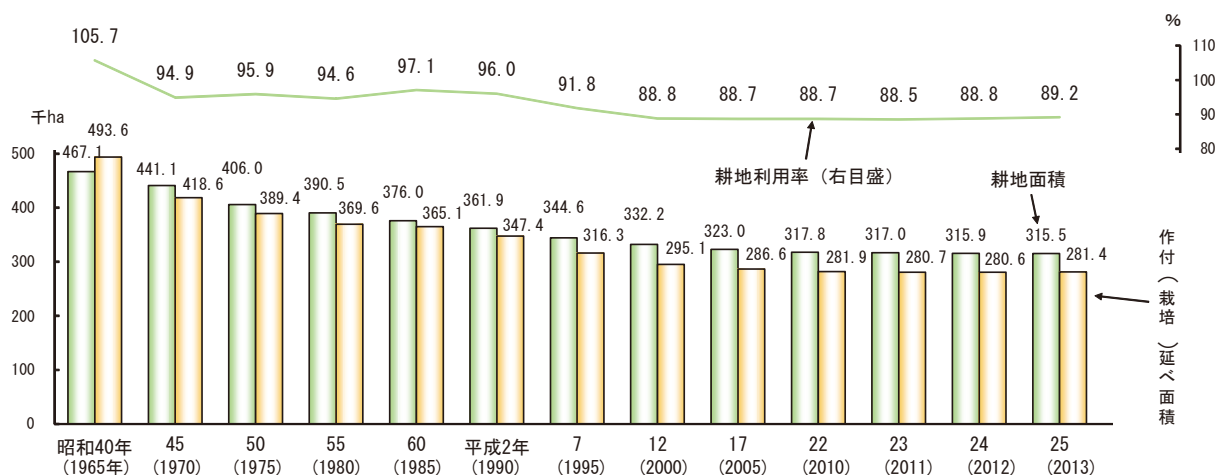
区 分	全 国	北 陸			新潟県	富山県	石川県	福井県
		計	田	畑				
昭和55(1980)年	5,461,000	390,500	347,700	42,800	211,100	73,300	56,000	50,000
平成2(1990)年	5,243,000	361,900	322,400	39,500	195,600	68,000	51,700	46,600
12(2000)	4,830,000	332,200	297,900	34,300	181,500	61,400	46,300	43,000
23(2011)	4,561,000	317,000	283,800	33,200	173,900	59,300	43,000	40,800
24(2012)	4,549,000	315,900	282,800	33,100	173,100	59,200	42,900	40,800
25(2013)	4,537,000	315,500	282,500	33,000	173,000	59,100	42,700	40,700
26(2014)	4,518,000	314,600	281,600	32,900	172,500	59,000	42,400	40,600
対25(2013)年増減率	△ 0.4	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.2	△ 0.7	△ 0.2

資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

注：1)平成13（2001）年までは8月1日現在、14（2002）年以降は7月15日現在である。

2)四捨五入の関係で計と内訳が一致しない場合がある。

図4-10 農作物作付（栽培）延べ面積（田畑計）及び耕地利用率の推移（北陸）



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

注：耕地利用率とは、耕地面積（けい畔を含む。）を100とした作付（栽培）延べ面積の割合である。

（２）農地の流動化

ア．農地中間管理事業の推進

担い手への農地利用集積に向けた新たな制度の推進

「人・農地プラン」※の作成過程等において、例えば、①高齢農業者がリタイアする場合、②地域の担い手間で分散錯綜^{さんくそう}している利用権を交換する場合等には、信頼できる農地の中間的受け皿があると、農地の集積・集約化が円滑に進むとの指摘があったことを踏まえて、都道府県段階に公的な機関として農地中間管理機構を整備する「農地中間管理事業の推進に関する法律」が平成26（2014）年3月に施行され、新潟県、富山県及び福井県においては同年3月に、石川県においては同年7月に農地中間管理機構が指定されました。

農地中間管理機構は、リース方式（農地中間管理機構が借り受けて、担い手に転貸する）を中心とし、農地の受け手は公募により募集し、農地の出し手は地域の関係者の話し合いにより、できる限りまとまった形で農地中間管理機構に出して頂けるよう、市町村や農業団体等と連携しながら農地の集積・集約化を推進しています。

北陸農政局では、各県ごとの取組状況や課題、その対応方針を決めた上で、取組の成果が上がるように、モデル地区の設定を働きかけるとともに、優良事例の横展開、担い手が少ない地域への農業参入を進める観点から、各県建設業協会や食品産業協会等への本事業制度の説明、会員企業への周知の依頼の他、局長をヘッドとして直接市町村等に出向き（27(2015)年3月末までに70回）、現場における具体的な課題などを聞きながら、その解決策をアドバイスする等、農地中間管理事業を推進しています。そうした取組の結果、27（2015）年3月末までに各県機構が借り入れた面積は5,400ha、貸付面積は5,000haとなりました。そのうち担い手への新規集積面積は2,250haとなり、管内の担い手への農地利用集積に占める農地中間管理事業の割合は全国的にみて高いものとなっていますが、年間目標面積を達成していないことから、引き続き実績を伸ばしていく取組を行っていきたいと考えています。

※ 「人・農地プラン」とは、集落・地域が抱える「人と農地の問題解決」のため、集落・地域における話し合いにより、今後の地域の中心となる経営体や将来の農地利用のあり方を定めたもの。

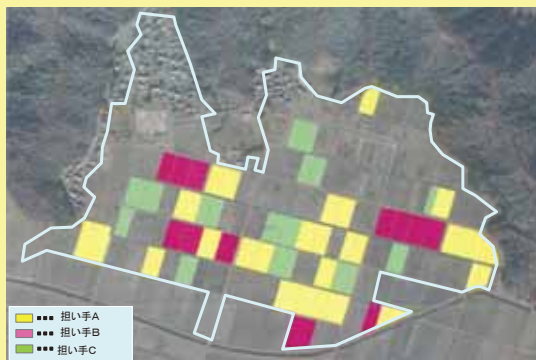
農地中間管理事業を活用して集落外の担い手に農地を集積・集約化した事例

みかたかみなかぐんわかさちょうひがしくろた

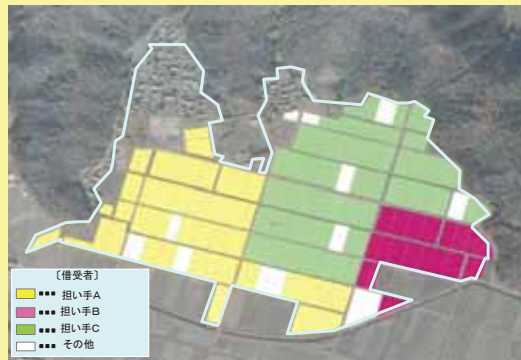
○地区名：福井県三方上中郡若狭町東黒田地区（地区面積38.77ha）

福井県三方上中郡若狭町の東黒田集落においては、集落内の農業者の7割が65歳以上で、担い手もないことから、集落外の担い手へ農地を集積・集約化する方向で平成24(2012)年に人・農地プランを作成。26年(2014)年には、町担当者と農地中間管理事業で雇用した臨時職員(地域の事情に精通した農政推進委員)が中心となって、集落内の話し合いや集落外の担い手との調整を図り、農地中間管理事業を活用して、集落の全農地の83%にあたる32haを集落外の担い手(3経営体)に集積・集約しました。

同集落では、住民が道路沿いの草刈りや水路の掃除をするなど、担い手と住民が役割分担し、協力して地域農業を守ることをしています。



担い手の集積面積及び集積率：15.59ha (40.2%)
担い手の平均経営面積：5.2ha/経営体



担い手の集積面積・集積率：32.08ha (82.7%)
担い手の平均経営面積：10.7ha/経営体

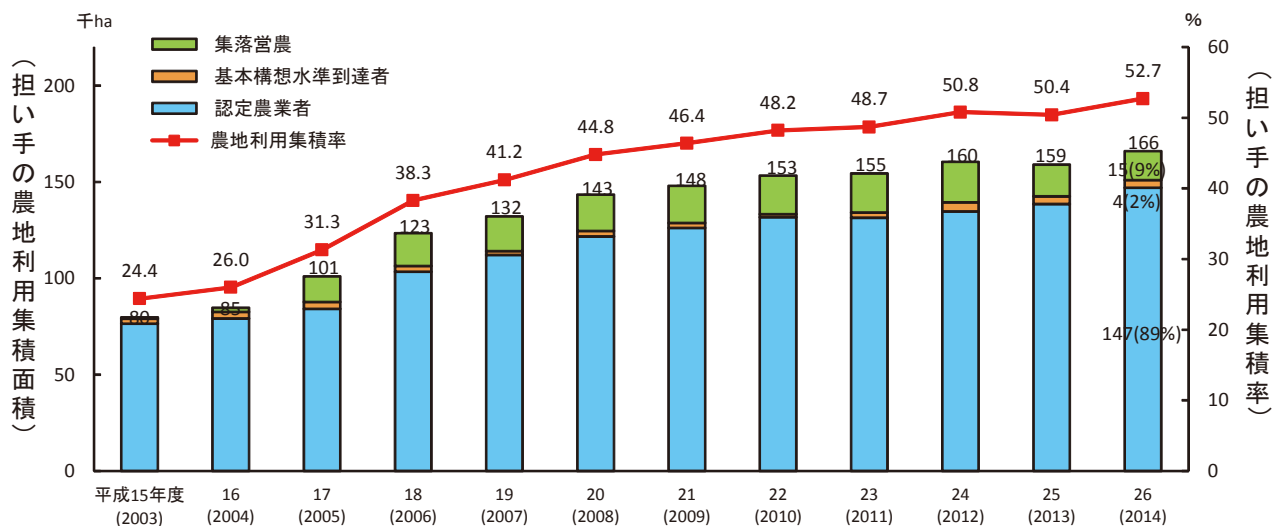
イ. 農地利用集積の概要

担い手への農地利用集積率は53%

北陸地域においては、担い手への農地利用集積面積は年々増加し、平成26(2014)年度末では16万6千haとなっており、耕地面積に占める割合は52.7%となっています。この担い手への農地利用集積率は全国平均(50.3%)を上回っています。

担い手への農地利用集積の内訳は、認定農業者が89%、集落営農(25(2013)年度からは共同販売経理を行う任意組織)が9%などとなっています(図4-11)。

図4-11 担い手への農地利用集積面積及び集積率の推移



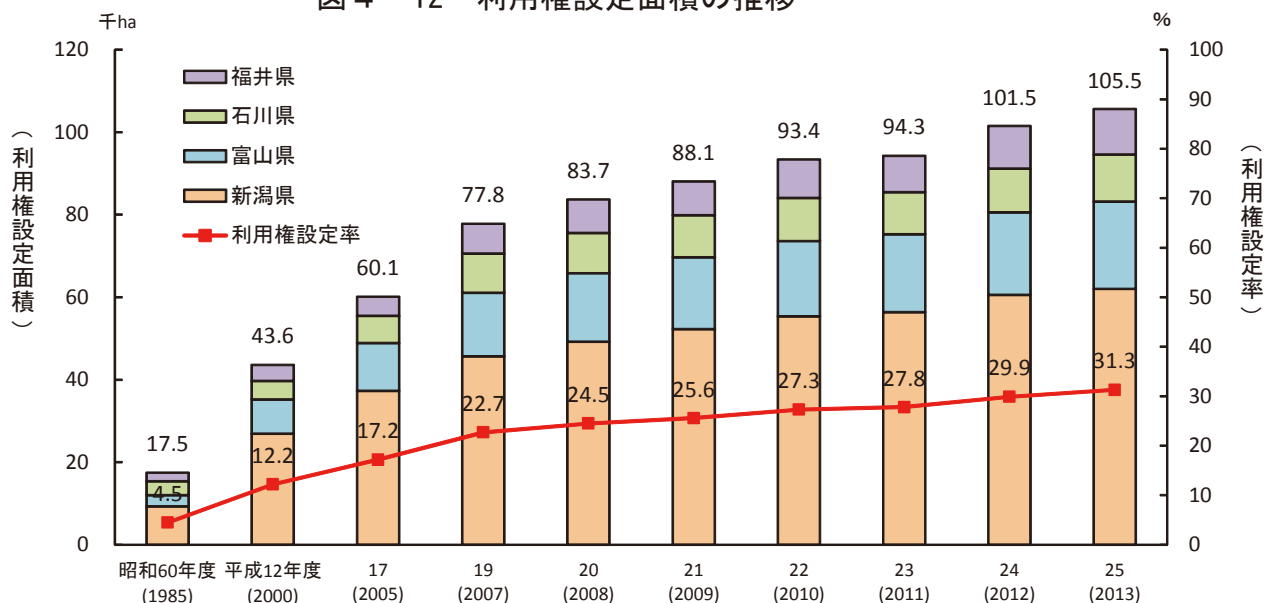
資料：農林水産省調べ及び農林水産省「集落営農実態調査」(組替集計)

ウ. 利用権設定の概要

利用権設定率は、前年度比1.4ポイントの増加

北陸地域における「農用地利用集積計画」に基づく利用権設定面積は、平成25（2013）年度末で10万5,544haとなっており、利用権設定率（農用地面積に占める利用権設定面積の割合）は前年度を1.4ポイント上回る31.3%となっています（図4-12）。

図4-12 利用権設定面積の推移



資料：北陸農政局調べ

エ. 所有権移転

前年より34.3haの減少

北陸地域における平成24（2012）年の農地の所有権移転は、4,718件（対前年比4.4%減）、1,036.6ha（同3.2%減）となっています。

このうち、「農地法」によるものは3,700件（同3.5%減）、717.6ha（同0.6%減）、「農業経営基盤強化促進法」によるものは1,018件（同7.5%減）、319.0ha（同8.5%減）となっています（表4-11）。

表4-11 農地の所有権移転の推移（北陸）（単位：件、ha、%）

		所有権移転 総数	農地法第3条許可・届出に係るもの			農業経営基盤強化促進法第19条公告に係るもの				
			うち、所有権 耕作地有償 所有権移転	うち、所有権 耕作地無償 所有権移転	うち、所有権 以外耕作地 所有権移転	うち、所有権 耕作地有償 所有権移転	うち、所有権 耕作地無償 所有権移転	うち、所有権 以外耕作地 所有権移転		
件数	2010	4,954	3,888	2,918	946	24	1,066	1,040	25	1
	2011	4,935	3,835	2,642	1,180	13	1,100	1,065	30	5
	2012	4,718	3,700	2,742	946	12	1,018	994	22	2
	対2011差	△ 217	△ 135	100	△ 234	△ 1	△ 82	△ 71	△ 8	△ 3
	対2011比	95.6	96.5	103.8	80.2	92.3	92.5	93.3	73.3	40
面積	2010	1,079.7	726.6	488.5	234.8	3.3	353.1	349.0	3.9	0.2
	2011	1,070.9	722.1	480.7	239.3	2.1	348.8	341.7	6.0	1.1
	2012	1,036.6	717.6	491.0	225.4	1.2	319.0	312.8	5.8	0.4
	対2011差	△ 34.3	△ 4.5	10.3	△ 13.9	△ 0.9	△ 29.8	△ 28.9	△ 0.2	△ 0.7
	対2011比	96.8	99.4	102.1	94.2	57.1	91.5	91.5	96.7	36.4

資料：農林水産省「農地の権利移動・借賃等調査結果」

注：「所有権耕作地」とは「所有権に基づいた農地」をいい、「所有権以外耕作地」とは「所有権以外の権原に基づいた農地」をいう。

オ. 農地価格

農地価格は都市的農業地域、純農業地域ともに下落

全国的に農地価格は下落傾向が続いていますが、下落率は純農業地域よりも都市的農業地域において大きくなっています（表4-12）。

平成25（2013）年の北陸地域における農地価格は、都市的農業地域では中田が全国平均の54%、中畑が同43%となっていますが、純農業地域では全国平均と大きな差はみられません。

なお、北陸地域における農地価格は、地域区分、地目に係わらず全体的に全国平均より下落しています。

表4-12 生産条件別田畑の売買価格の推移

（単位：千円／10a）

		平成20年 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	下落率 (2008年～2013年)
都市的農業 地域	全国・中田	4,965	4,733	4,479	4,250	4,113	3,878	22%
	全国・中畑	4,734	4,519	4,278	4,092	3,982	3,628	23%
	北陸・中田	3,540	3,411	3,166	2,672	2,120	2,083	41%
	北陸・中畑	2,288	2,071	1,895	1,854	1,460	1,563	32%
純農業地域	全国・中田	1,441	1,388	1,363	1,340	1,283	1,301	10%
	全国・中畑	998	972	957	942	908	950	5%
	北陸・中田	1,569	1,445	1,425	1,419	1,380	1,411	10%
	北陸・中畑	869	802	786	781	755	784	10%

資料：全国農業会議所「田畑売買価格等に関する調査結果（各年5月1日調べ）」

注：1) 都市的農業地域の田畑売買価格は、都市計画法による線引きが完了した市町村の市街化調整区域内の農用地区域内における農地の売買価格である。

2) 純農業地域の田畑売買価格は、都市計画法による線引きを実施していない市町村の農用地区域内における農地の売買価格である。

3) 中田（畑）とは、調査区域において収量水準や生産条件等が平均的な田（畑）である。

4) 下落率は、（平成2008年価格－平成2013年価格）／平成2008年価格により算出した。

（3）耕作放棄地の発生防止・解消

耕作放棄地の状況把握と再生利用等に向けた取組を推進

ア. 耕作放棄地の現状

2010年世界農林業センサスによると、全国の耕作放棄地面積は約39万6千haと5年前に比べ2.6%増加しています。北陸地域の耕作放棄地面積も約1万9,400haとやや増加し、全国に占める割合は5年前と同水準の4.9%となっています。

耕作放棄地の解消を図るためには、その現状を的確に把握した上で再生利用を進める必要があることから、平成25（2013）年に「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」を実施し、荒廃農地（現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地）一筆ごとに荒廃状況、解消状況等を把握しました。

調査結果は26（2014）年12月に公表され、荒廃農地のうち抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれる土地は全国で約13万3千ha、北陸地域では2,388haとなっています。なお、耕作放棄地対策等の取組が進められた結果、北陸地域では280haの荒廃農地が解消されました（表4-13）。

表 4－13 荒廃農地に関する調査結果（実績値）

（単位：ha）

県 名	再生利用が可能な荒廃農地	再生利用が困難と見込まれる荒廃農地	荒廃農地面積計	再生利用された面積
新 潟 県	911	2,249	3,160	90
富 山 県	154	152	306	12
石 川 県	971	4,582	5,553	94
福 井 県	351	941	1,292	85
北 陸 計	2,388	7,923	10,312	280
全 国 計	132,903	131,606	264,508	14,916

資料：農林水産省「平成25年の荒廃農地の面積について」

注：1）「再生利用が可能な荒廃農地」は、「抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれる荒廃農地」のこと。

2）各県を通じて市町村から報告のあった各区分面積を集計したものであり、調査範囲が一部区域にとどまる市町村も単純に集計している。

3）四捨五入の関係で計が一致しない場合がある。

4）全国計は、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により避難指示のあった福島県の町村等12市町村を除く。

イ. 耕作放棄地対策の取組

北陸農政局では、「北陸農政局耕作放棄地解消プロジェクトチーム」において、地域の現状及び課題の把握のための意見交換の実施（平成26（2014）年8月、3市町）、耕作放棄地での放牧に関する勉強会及び取組事例集の北陸農政局ホームページへの掲載等の耕作放棄地の解消に向けた取組を実施しました。

また、北陸管内14市町において、耕作放棄地再生利用緊急対策を活用した耕作放棄地の再生作業や営農再開に向けた取組が行われています（26（2014）年12月現在）。

（4）優良農地の確保に向けた取組の推進

農用地区域内農地面積は増加傾向

農林水産大臣は、「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和44年法律第58号）に基づき、「農用地等の確保等に関する基本指針」（平成22（2010）年6月策定）において、32（2020）年の確保すべき農用地等の面積（農用地区域内農地）の目標を415万haと定めています。

同基本指針に基づき、都道府県知事は、「農業振興地域整備基本方針」（以下本項において「基本方針」という。）において、32（2020）年の確保すべき農用地等の面積の目標を定めています。

25（2013）年の農用地区域内農地面積は、前年に比べ富山県では僅かに減少していますが、新潟県、石川県及び福井県では増加しており、各県において引き続き農用地区域からの除外の厳格化、農用地区域への編入の促進、荒廃農地の発生抑制及び再生可能な荒廃農地の再生等の取組を推進していくこととしています（表4－14）。

表 4－14 農業振興地域の指定状況(平成25 (2013) 年)

(単位：千ha)

県 名	市町村数		農用地区域内 農地面積	対前年度増減	(参 考) 基本方針の目標 農地面積 (32年)
		うち農業振興地域 指定市町村数 (農業振興地域数)			
新 潟 県	30	29 (63)	167.0	1.3	168.0
富 山 県	15	15 (15)	55.8	△ 0.0	56.9
石 川 県	19	19 (19)	38.7	0.1	40.4
福 井 県	17	17 (26)	38.2	0.0	38.7
北 陸	81	80 (123)	299.7	1.3	(304.0)

資料：北陸農政局調べ(平成25 (2013) 年12月1日現在)

注：1)新潟県の粟島浦村については、農業振興地域の指定がされていない。

2)四捨五入の関係で計が一致しない場合がある。

3)基本方針の目標農地面積欄の「北陸」は、管内4県の目標面積の合計である。

5. 農業の生産基盤の整備

(1) 生産基盤の整備・推進の方向

基幹的水利施設の戦略的な保全管理や生産基盤整備の推進

ア. 生産基盤の整備

農地や農業用排水施設等は、農業を支える重要な基盤であり、国民全体が食料の安定供給だけでなく国土の保全等の多面的機能の便益を享受することから、中長期的な視点に立って、それらを整備し保全管理していくことが重要となっています。

平成24（2012）年3月に5か年間（24（2012）～28（2016）年度）の土地改良事業の基本となる「土地改良長期計画」が策定され、食料生産の体質強化、震災復興及び農村の防災・減災力の強化、農村の協働力や地域資源の潜在力を活かしたコミュニティの再生といった政策課題の解決に向けた施策を実施しています。

「攻めの農林水産業」を展開する中で、施策の具体化が進められ「農林水産業・地域の活力創造プラン」が25（2013）年12月にまとめられ、「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」を造り上げることとしております。

「農業農村整備事業」では、生産現場における農業競争力強化に向け、担い手への農地集積・集約化、農業の生産性の向上を図るために、今般制度化された農地中間管理機構とも連携しつつ、農地の大区画化・汎用化、畑地かんがいの整備等を推進するとともに、国土強靱化を図るために、基幹的な農業水利施設の老朽化や地震・豪雨等の自然災害の激甚化への対策として農業水利施設の長寿命化・耐震化対策、洪水被害対策等を推進することとしております。

このため、「国営土地改良事業」等により、農業水利施設の保全管理・整備を推進するとともに、未整備水田の大区画化等により農地の集積と高度利用等を図るために各種事業を推進しています。

イ. 国営土地改良事業地区調査（「新津郷阿賀野川左岸」地区）

本地区は、新潟県の下越地域に位置し、^{にいがたし}新潟市、^{ごせんし}五泉市及び^{みなみかんばらくんたがみまち}南蒲原郡田上町にまたがる農地面積約7,200haの水田地帯です。

（ア）地区の現状と課題

本地区の基幹的な農業水利施設は、「国営阿賀野川用水土地改良事業」（昭和36（1961）～58（1983）年度）及び「国営新津郷土地改良事業」（47（1972）～平成元（1989）年度）により造成されましたが、両事業の完了後25～40年余りが経過し、基幹的水利施設の老朽化に伴い維持管理費が増嵩するとともに、営農形態の変化に伴う用水不足が生じています。

このため、老朽化した施設の改修を行うとともに、用水再編を行い、農業水利施設の維持管理費の軽減、地域農業の生産性の維持向上と農業経営の安定を図ることが喫緊の課題となっています。

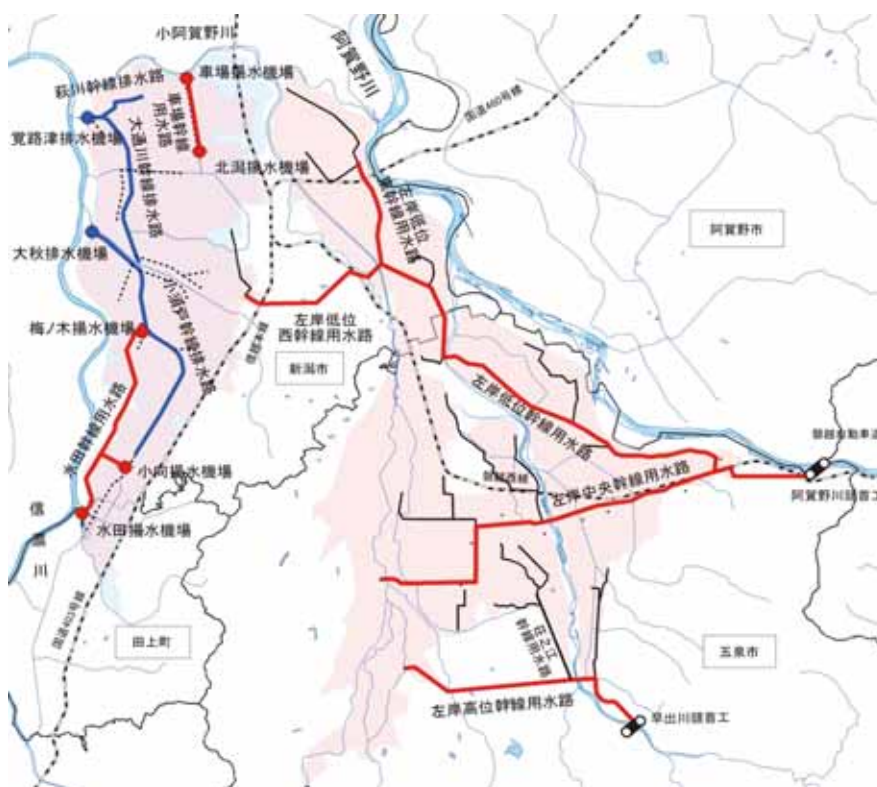
（イ）整備計画（案）

本事業では、老朽化が進行している揚・排水機場及び用・排水路の改修を行うとともに、地理的条件を利用した用水再編を図ります。

主要工事：揚水機場（改修）、排水機場（改修）、幹線用水路（改修）、
幹線排水路（改修）

本調査（平成26（2014）～28（2016）年度）では、地域の農業用水にとって重要なこれら施設の改修計画等を検討し、「土地改良事業計画」の作成を行います。

図4-13 地区概要図



すいた
水田揚水機場
ポンプの老朽化



左岸低位西幹線用水路
トンネル目地からの漏水



左岸中央幹線用水路
水路目地からの漏水

ウ. 広域基盤整備計画調査（「九頭竜川」地域）

北陸農政局では、管内の6地域において広域基盤整備計画調査を順次実施し、「国営かんがい排水事業」等により造成整備された基幹的水利施設（ダム、頭首工、揚・排水機場、用・排水路等）の計画的な整備・更新を行っていくための広域基盤整備計画書を策定しています。

（ア）地域の現状

本地域は、福井県嶺北部の福井平野を中心とした農業地帯であり、昭和20年代から国営事業で農地造成や基幹的水利施設が整備され、食料供給の中核的な役割を果たしています。

また、平地の水田地帯においては、担い手への農地の利用集積の推進のため、県営事業による大区画ほ場整備や排水改良による水田の汎用化が進められています。

現在、国営九頭竜川下流地区で一部整備更新中ですが、それ以外の施設にあっては、築造後相当の年数が経過していることから、パイプライン等の機能低下や老朽化が懸念されているところです。

（イ）調査の内容（調査期間：平成25（2013）～27（2015）年度）

対象地域内の国営土地改良事業の実施地区において調査を実施し、地域の現状分析、長寿命化に配慮した更新整備計画の策定、水利用計画の概定、環境・景観配慮基本方針の策定を行い、これを踏まえた広域基盤整備変更計画書を策定しています。

図4-14 広域基盤整備計画調査「九頭竜川」地域の対象地域



新江導水路（坂井北部地区）のトンネル部の漏水



中央幹線用水路4号（坂井北部地区）の空気弁の発錆・固結



今津川幹線排水路（坂井北部地区）の護岸の陥没

(2) 直轄事業

平成26（2014）年度は11地区でかんがい排水、1地区で総合農地防災事業を実施

ア. 国営かんがい排水事業

平成26（2014）年度は、用水改良事業として新潟県の柏崎^{かしわざき}周辺（二期）、阿賀野川^{あがのがわ}用水（施設整備）、加治川^{かじかわ}用水、関川^{せきかわ}用水（一期）、石川県の手取川^{てとりがわ}流域及び福井県の九頭竜川^{くすりゅうがわ}下流（一期）、九頭竜川下流（二期）の7地区、排水改良事業として新潟県の新川^{しんかわ}流域、新川流域二期（一期）及び富山県の射水^{いみず}平野の3地区で、事業を実施しています。

また、事業着手準備地区として新潟県の信濃川左岸流域の全体実施設計を実施しています。

過去に国営事業等により造成した施設について、老朽化により機能低下した施設の改修・更新（一部も含む）を行っています（表4-15）。

表4-15 国営かんがい排水事業実施状況（平成26(2014)年度、事業実施地区）

県名	事業目的 地区名 (県別着工順)	用水改良			排水改良		主な事業内容								受益面積 (ha)
		1) 農業用水の管理確保	2) 水利用の合理化	3) 水管理の効率化	水田の汎用化	農地防災	ダム	頭首工	揚水機場	排水機場	用水路	排水路	水管理施設	4) 施設の改修・更新	
新潟県	柏崎周辺（二期）	○	○	○			○	○			○		○	○	3,590
	新川流域				○					○				○	19,535
	阿賀野川用水		○					○			○			○	13,298
	加治川用水	○	○	○			○	○			○		○	○	6,121
	新川流域二期（一期）				○					○		○		○	19,535
	関川用水（一期）		○	○			○						○	○	5,832
	信濃川左岸流域		○	○				○	○		○		○	○	4,427
富山県	射水平野				○					○		○		○	3,153
石川県	手取川流域		○	○				○			○		○	○	7,402
福井県	九頭竜川下流（一期）		○	○							○		○	○	11,642
	九頭竜川下流（二期）		○	○							○		○	○	

資料：北陸農政局作成

注：1) 農業用水の管理確保：新規に農業用水を確保し用水補給を行う。

2) 水利用の合理化：取水施設の統合や施設の更新を行い安定した取水と水利用を行う。

3) 水管理の効率化：用水路のパイプライン化や水管理施設（集中管理）を建設し営農の省力化を行う。

4) 施設の改修・更新：老朽化した施設を改修し維持管理の節減を行う。

イ. 国営総合農地防災事業

平成26（2014）年度は、富山県の庄川^{しょうがわ}左岸の1地区で事業を実施しています。本地区では、流出形態の変化により機能低下した施設の改修・更新を行っています（表4-16）。

表 4-16 国営総合農地防災事業の実施状況（平成26(2014)年度、事業実施地区）

県名	事業目的 地区名 (県別着工順)	用水改良			排水改良		主な事業内容								受益面積
		1) 農業用水の 管理確保	2) 水利用の 合理化	3) 水管理の 効率化	水田の 汎用化	農地 防災	ダム	頭首工	揚水 機場	排水 機場	用水 路	排水 路	水管理 施設	4) 施設の 改修・更新	
富山県	庄川左岸					○						○	○	○	6,212

資料：北陸農政局作成

注：1) 農業用水の管理確保：新規に農業用水を確保し用水補給を行う。

2) 水利用の合理化：取水施設の統合や施設の更新を行い安定した取水と水利用を行う。

3) 水管理の効率化：用水路のパイプライン化や水管理施設（集中管理）を建設し営農の省力化を行う。

4) 施設の改修・更新：機能低下した施設を改修し維持管理の節減を行う。

（３）自治体等の事業（補助事業、交付金等）

事業の重点化と地方の裁量の拡大

ア．農業競争力の強化を図る農業生産基盤の整備

食料自給率の向上を図るとともに、農業の有する多面的機能が将来にわたって発揮されるためには、担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化の推進等により、競争力ある「攻めの農業」を展開し、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整えることが不可欠です。

このためには、大区画化・汎用化等の農地の整備や農業水利施設等の必要な整備を総合的にかつ、迅速に行うことが重要であることから、それらを集中的に行うため、平成24（2012）年度補正予算において「農業競争力強化基盤整備事業」が創設されました。事業の実施に当たっては、対象地区を効率的な生産が可能なまとまった農地が広がる地域に限定すること等により事業の重点化を図っています。

26（2014）年度は、115地区（新潟県55、富山県31、石川県15、福井県14）で実施しています（表4-17）。

表 4-17 農業競争力強化基盤整備事業の実施状況（平成26(2014)年度）（単位：地区、ha）

区 分	新 潟 県		富 山 県		石 川 県		福 井 県		北陸局 計	
	地区数	受益面積	地区数	受益面積	地区数	受益面積	地区数	受益面積	地区数	受益面積
農地整備事業	51	10,591	28	2,034	15	594	8	783	102	14,002
水利施設整備事業	4	5,387	3	1,745			6	2,572	13	9,704
計	55	15,978	31	3,779	15	594	14	3,355	115	23,706

資料：北陸農政局調べ

また、持続可能な力強い農業の実現に向けて、農地集積を加速化するために、24（2013）年度補正予算において、農業基盤整備促進事業が創設されました。けい畔除去等によるほ場の区画拡大など迅速かつきめ細かく対応しています。

26（2014）年度は、137地区（新潟県55、富山県19、石川県22、福井県41）で実施しています（表4-18）。

表 4-18 農業基盤整備促進事業の実施状況（平成26(2014)年度）（単位：地区）

区 分	新 潟 県	富 山 県	石 川 県	福 井 県	北陸局 計
県 営 分	—	—	—	—	—
市町村営分	9	6	14	7	36
団体営分	46	13	8	34	101
計	55	19	22	41	137

資料：北陸農政局調べ

イ. 地域の創意工夫による農業生産基盤の総合的な整備

農業農村整備事業では、地域の創意工夫を活かした効率的な整備を図るため、地方の裁量の拡大など積極的に補助金改革に取り組んでいます。各自治体では、各種の交付金制度を活用し、地域のニーズにあった計画を自ら策定し、自主的に農業生産基盤の整備を実施しています(表 4-19)。

表 4-19 農山漁村地域整備交付金（農業農村整備事業関係分）（平成26(2014)年度）

区 分	新潟県	富山県	石川県	福井県	北陸局計
事業実施地区数	166	57	57	38	318

資料：北陸農政局調べ

注：自治体が農山漁村地域ニーズにあった計画を自ら策定し、地域の自主性と創意工夫による農山漁村地域の整備を推進するため、自治体はその裁量により地区間や農業農村、森林、水産の事業間の流用及び年度間の融通が可能な地方の自主性を尊重した交付金制度（平成22年度創設）。

ウ. 農地等の防災対策

北陸地域は全国の地すべり防止区域の約3割を占める有数の地すべり地域であり、地すべり対策は重要な課題です（表 4-20）。また、カドミウム等による農用地の土壌又は農業用水の汚染に起因して、人の健康を損なうおそれがある農畜産物が生産されることを防止し、農業生産性の維持及び農業経営の安定を図ること等も必要です。

これらに対応するため、平成26（2014）年度は、北陸農政局管内で、「地すべり対策事業」37地区、「公害防除特別土地改良事業」1地区を実施しています（表 4-21）。

このほか、各自治体では、補助事業を活用して、ため池等の整備を実施するなど、農地・農業用施設の防災対策に取り組んでいます。

表 4-20 農村振興局所管地すべり防止区域（平成27(2015)年1月現在）（単位：区域、ha）

区 分	全 国	北 陸	新潟県	富山県	石川県	福井県
防止区域数	1,966	472	335	46	84	7
面 積	111,747	36,966	29,207	2,765	4,661	333

資料：北陸農政局調べ

表 4-21 農地防災事業の実施状況（平成26(2014)年度）

(単位：ha)

県 名 事業区分		北 陸		新 潟 県		富 山 県		石 川 県		福 井 県	
		地区数	受益積	地区数	受益積	地区数	受益積	地区数	受益積	地区数	受益積
農村地域 防災減災事業	地 す べ り 対 策	37	16,851	25	14,557	3	446	5	1,620	4	228
	公害防除特別土地改良	1	36	—	—	1	36	—	—	—	—
	震災対策農業水利施設整備事業	42	43,239	22	37,653	14	1,866	6	3,720	—	—
	農村地域防災減災事業	101	105,056	43	32,035	5	3,001	37	1,801	16	68,219
	国営附帯県営総合農地防災事業	4	11,572	2	5,360	2	6,212	—	—	—	—
合 計		185	176,754	92	89,605	25	11,561	48	7,141	20	68,447

資料：北陸農政局調べ

エ. 災害復旧

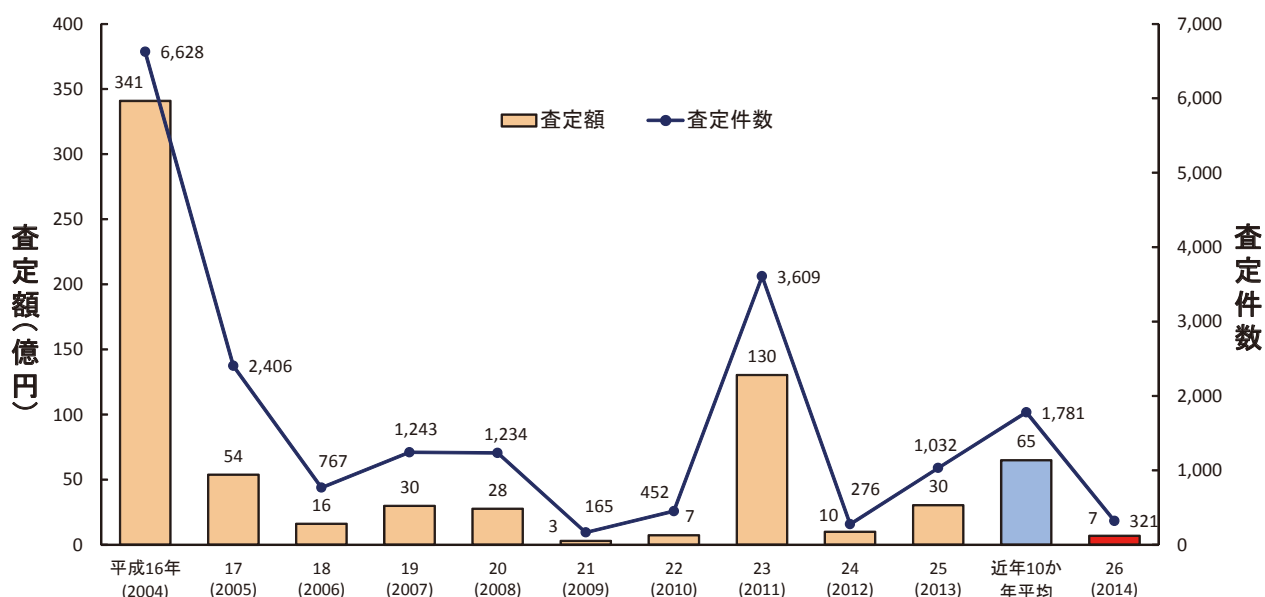
北陸地域における平成26(2014)年の農地・農業用施設の災害査定額は7.0億円であり、過去10か年(16(2004)年～25(2013)年)の平均額64億円の10%となっています(表4-22、図4-15)。

表 4-22 平成26(2014)年発生災害の査定件数と査定額 (単位:件、百万円、%)

区 分	北 陸	新 潟 県	富 山 県	石 川 県	福 井 県
査 定 件 数	321	40	174	104	3
査 定 額 (対前年比)	697 (23%)	126 (10%)	338 (75%)	223 (27%)	10 (2%)

資料：北陸農政局調べ

図4-15 近年10か年及び平成26（2014）年の災害査定件数と査定額（北陸）



資料：北陸農政局調べ

注：農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年5月10日法律第169号）で定める農地、農業用施設のみ

オ．土地改良施設の維持管理

土地改良施設の維持管理は、土地改良区等が自ら行いその費用を負担することを原則としています。しかしながら、土地改良施設は、農業生産を支える基本的施設であると同時に、多面的機能の発揮等、地域にとっても重要な社会資本としての役割を担っています。

そのため、特に公共性の高い一定の施設については、国営造成施設県管理費補助事業や基幹水利施設管理事業により県や市町村の管理に対して助成するとともに、土地改良区等が管理する施設に関しても、国営造成施設管理体制整備促進事業や土地改良施設維持管理適正化事業等により、管理体制の整備や施設の整備補修に対する支援を行っています（表4-23）。

表 4-23 2014年度土地改良施設管理強化対策の実施状況

事業名		事業概要等	事業主体	管内実施状況
公 的 管 理	国営造成施設県管理費補助	- 都道府県が管理する国営造成施設で一定規模以上の排水機場、防潮水門、ダム及び頭首工 - 非農地面積2割以上 - 河川管理に著しい影響 - 関係受益面積がおおむね3,000ha以上等 - 補助率：1/3(平成7年度以前採択地区40%)	都道府県	新潟県11地区(11) 富山県1地区(1) 石川県4地区(4) 福井県0地区(0) 計16地区(16)
	基幹水利施設管理事業	- 市町村等が土地改良区と連携を図りつつ基幹的な国営造成施設の公共・公益的機能を強化した管理事業を実施 - 対象施設：ダム、頭首工、排水機場、用水機場、排水樋門及び幹線用排水路 - 非農地面積1割以上 - 受益面積がおおむね1,000ha(地盤沈下地帯にあっては500ha)等 - 補助率：30%	市町村等	新潟県15地区(15) 富山県2地区(2) 石川県0地区(0) 福井県3地区(3) 計20地区(20)
	国営造成水利施設保全対策	<国営造成水利施設保全対策指導事業> - 国営土地改良事業で造成された基幹的農業水利施設について、施設長寿命化のための機能診断の実施、及び管理者への指導助言 - 国庫負担率：10/10	国	新潟県6地区(6)、富山県3地区(3) 石川県2地区(0)、福井県1地区(1) 計12地区(10)
		<国営造成水利施設保全対策推進事業> - 施設の保全に係る権利の設定及び更新 - 国庫負担率：10/10	国	新潟県2地区(1)、富山県0地区(1) 石川県0地区(0)、福井県1地区(0) 計3地区(2)
管 理 体 制 ・ 整 備 の 支 援	国営造成施設管理体制整備促進事業	<<管理体制整備型>> - 国営造成施設及び附帯県営造成施設を管理する土地改良区等の管理体制の整備 - 補助率：1/2	都道府県 市町村	新潟県15地区(15)、富山県6地区(6) 石川県6地区(6)、福井県2地区(2) 計29地区(29)
		<<操作体制整備型>> - 国営事業完了2年前から2年間に於いて、土地改良区等の操作技術の習熟と操作体制の整備 - 補助率：内地60%、北海道70%、沖縄85%、奄美85%	土地改良区等	管内該当なし(0)
	土地改良施設維持管理適正化事業	- 土地改良施設の定期的な整備補修(施設の一部更新を含む。)及び生産調整に即応した整備改良を実施 - 事業費：200万円以上 - 補助率：30%	土地改良区等	新潟県153地区(166) 富山県45地区(44) 石川県49地区(70) 福井県43地区(46) 計290地区(326)
	基幹水利施設保全管理対策 (施設管理技術者育成対策)	- 基幹水利施設の日常管理に携わる施設管理者に対し、ストックマネジメント技術、リスク管理技術、省エネ対策技術等の習得を支援 - 補助率：30%	都道府県	管内該当なし(0)

資料：北陸農政局調べ

注：管内実施状況の()書きは、前年度実績である。

カ. 土地改良区の組織運営基盤強化

土地改良区は、農業生産を行うのに欠かせない農業用排水施設の整備・管理や農地の整備（土地改良事業）を目的に設立された農業者の団体です。土地改良区の活動は、農業用水を確保するための水源の確保や用水路の整備・管理、農地や地域の雨水、集落からの排水等を安全かつ確実に排除するための排水路の整備・管理を行うとともに、水田や畑地の整備を行っています。

土地改良区は、大切な国民の財産とも言える農地や農業用水を守り育て、豊かな地域資源を次世代に引き継ぐ役割を担っています。

北陸管内には、平成26（2014）年度末現在で369の土地改良区があります。管内の土地改良区を面積別にみると、全体の25.2%が100ha未満、全体の26.3%が100～300haとなっており、300ha未満の土地改良区が半分以上を占めております。

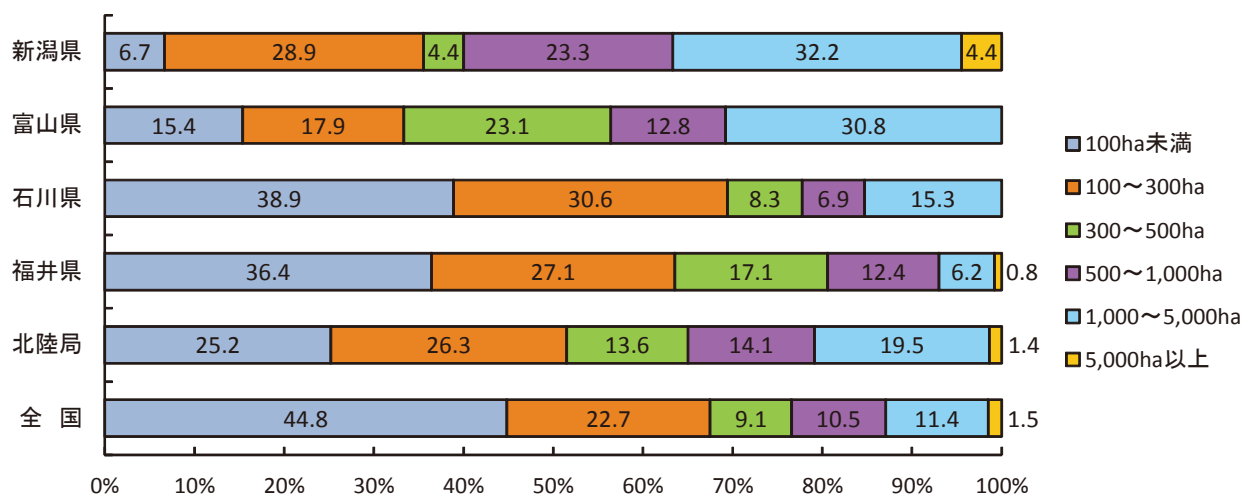
県別にみると、新潟県、富山県の土地改良区の規模はやや大きめで、約3割が1,000ha以上となっています（表4-24、図4-16）。

表4-24 北陸管内の土地改良区数の推移

	1989年	1993	1998	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
新潟県	151	138	123	96	94	92	90	90	90	90
富山県	210	202	181	91	91	85	80	80	79	78
石川県	211	177	145	85	79	77	73	72	72	72
福井県	258	253	236	144	140	139	139	131	129	129
北陸計	830	770	685	416	404	393	382	373	370	369
全 国	8,224	7,892	7,297	5,255	5,150	5,040	4,943	4,869	4,795	4,730

資料：農林水産省調べ

図4-16 面積規模別土地改良区の割合（平成26(2014)年度）



資料：農林水産省調べ

近年、集落機能の低下や農業従事者の高齢化、農産物価格の低迷による農家所得の減少等社会経済情勢の変化により、管理体制や財政基盤が脆弱化し、その役割や機能を十分に果たせなくなっている土地改良区もあります。

このため、24（2012）年3月に閣議決定された「土地改良長期計画」では、「土地改良区が本来の役割を適切に果たしていくためにも、統合等による組織基盤の強化、維持管理体制の再編整備、意思決定過程への女性の参画、役員等のマネジメント能力の向上等を通じて土地改良区の体制強化を図り、その機能や役割が効率的・効果的に発揮されることが重要である。」とされており、土地改良区の合併等により、土地改良区の組織運営基盤の強化を図ることが重要となっています。

元（1989）年度に管内に830地区あった土地改良区は、26（2014）年度末には369地区となっています。

各県は組織運営基盤の強化を図るため「土地改良区統合整備基本計画」を策定し、土地改良区の統合整備を推進しています。北陸農政局は、土地改良区の統合整備推進を支援する補助事業（水土総合強化推進事業）により支援を行っています。

また、組織運営基盤を強化するために、小水力発電の導入やその検討、複式簿記を導入予定といった新たな取組を行う土地改良区が現れており、北陸農政局としても、こうした土地改良区の取組に対する支援を行っています。

6 人・農地プランの定期的な見直しの推進

持続可能な力強い農業の実現に向けて

我が国の農業は、農業従事者の減少や高齢化の進展、新規就農者の確保・定着が十分でないなどの「人の問題」、農地の集積が進まない、あるいは耕作放棄地の増大などの「農地の問題」を抱えています。

このような中、持続可能な力強い農業の実現に向けて、集落・地域で、危機感を共有しつつ、徹底的な話し合いにより地域農業のあり方について議論を進め、地域農業を担う経営体や生産基盤となる農地を、将来においても確保していくための展望を作っておくことが必要です。

このため、農林水産省では、平成24（2012）年度から、集落や地域における徹底した話し合いを通じて、今後の地域の中心となる経営体や将来の農地利用のあり方と農地中間管理機構の活用方針、中心となる経営体以外の農業者を含めた地域農業のあり方等を定めた「人・農地プラン」（以下「プラン」という。）の作成・見直し・実行を推進しています。

北陸地域におけるプランの作成状況は、27（2015）年3月末現在、79市町村（新潟県：28市町村、富山県：15市町村、石川県：19市町、福井県：17市町）2,311地域でプランが作成されています（表4-25）。

北陸農政局では、管内各県や市町村、関係機関と連携し、農地中間管理機構の活用も含め、集落・地域の実状に応じたプランの定期的な見直しとその実現、プラン未作成地域の解消に向けた取組を進めています。

表4-25 人・農地プランの作成状況

	作成予定 市町村数	作成済 市町村数	作成割合	作成済 地域数
全 国	1,573	1,532	97%	12,860
北 陸	79	79	100%	2,311
新潟県	28	28	100%	799
富山県	15	15	100%	236
石川県	19	19	100%	530
福井県	17	17	100%	746

資料：北陸農政局調べ（平成27(2015)年3月末現在）